

議案第57号

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

目黒区三田地区整備事業住宅条例（平成6年9月目黒区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「姻族」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年10月東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方その他これに類する者として区長が認めるもの」を加える。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（説明） 使用権の承継の許可において、パートナーシップ関係の相手方を親族と同等の取扱いとするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。